

# 第4回 白河市・表郷村・大信村任意合併協議会

## 会 議 録

平成16年4月27日（火）開催

白河市・表郷村・大信村任意合併協議会事務局

午後 1時30分 開会

○事務局次長(加藤俊夫) それでは定刻となりましたので、ただいまより第4回白河市・表郷村・大信村任意合併協議会を始めさせていただきます。

私は本日の司会進行を担当させていただきます協議会事務局の加藤と申します。よろしく願いをいたします。

会議に入ります前に本日の会議資料の確認をさせていただきたいと存じます。

会議資料につきましては事前に郵送させていただいておりますが、「第4回白河市・表郷村・大信村任意合併協議会会議次第」と書いてある資料、それから別冊の資料といたしまして「地方債残高と債務負担行為の状況」の2つとなります。

また、本日お手元の方に協議会だよりの第3号を配付させていただきましたので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

それでは、これより会議次第に沿って進行してまいりますので、よろしく願いをいたします。

始めに、本協議会の会長であります白河市長、成井英夫よりごあいさつ申し上げます。

○会長(成井英夫) 本日第4回白河市・表郷村・大信村任意合併協議会を開催いたしましたところ、皆様方におかれましてはご多忙中にもかかわらずご出席を賜り、心より感謝申し上げます。次第でございます。

また、さきの大信村議会議員の改選に伴いまして新たに村議会議長となられました藤田清様、副議長となられました星吉明様におかれましては、改めまして本協議会の運営に対し積極的なご支援、ご協力をお願い申し上げます。

なお、福島県南地方振興局長の友部俊一様は、村瀬前局長様の後任として本協議会の顧問にご就任をいただくこととなりました。今後とも変わらぬご指導を賜りますようお願い申し上げます。

さて、本協議会におきましては、現在、前回の協議会でご承認をいただきました「新市将来構想」の概要版について3市村の全世帯へ配布を行うとともに、白河市及び大信村におきましては今年19日から方部ごとに市町村合併に関する地域説明会を開催中であり、表郷村におきましても来月の10日から同様の説明会を開催する予定となっております。また、3市村の住民の皆様のうち6,000人を対象とした住民意識調査をあわせて行っており、昨日4月26日現在で1,320通、回収率22%の回答が寄せられている状況となっております。

本日は、任意合併協議会の4回目の会議ということで、住民の皆様の関心が高いと思われまます白河市、表郷村及び大信村の庁舎機能に関する基本的な考え方についてご協議をいただきますとともに、法定協議会への移行について任意協議会としてご判断をいただくためのご協議をお願いする予定となっております。

特に法定協議会への移行につきましては、大変重要な問題であり、住民説明会が終わっておらず、

またアンケート調査の結果も取りまとまっていない現在の段階で結論をお出しいただくことは難しいものと思われまますので継続審議ということにさせていただき、次回5月下旬に開催予定の第5回の任意協議会において委員の皆様のご判断をいただきたいと考えているところでございます。

委員の皆様におかれましては、忌憚のないご意見等を存分にお出しいただきますとともにお互いの立場を尊重し合いながら協議が進められますことを心よりお願い申し上げます。

ご参会皆様方のさらなるご健勝とご多幸をご祈念申し上げます、簡単ではございますがあいさつとさせていただきます。

本日はどうかよろしくお願いを申し上げます。

○事務局次長(加藤俊夫) 続きまして、本協議会の委員の一部に変更がございましたのでご報告申し上げますとともに、変更となられました委員の皆様に対しまして会長より委嘱状の交付をさせていただきます。

会議資料の1ページに協議会委員名簿をつけさせていただいておりますが、そのうち第1号委員の中根様、大谷様、また第2号委員の藤田様、星様の4名の方が新たに協議会委員となりました。

中根様につきましては、表郷村において本年4月1日から助役が不在となることから、第3回協議会において協議会規約の一部を改正し、規約第3条第2項の規定により委員となられたものであります。

大谷様につきましては、4月1日付で新たに大信村助役に就任をされたことに伴い委員となりました。

また、藤田様並びに星様につきましては、去る3月28日に執行された大信村議会議員選挙に伴い4月12日に開催されました臨時議会において、新たに議長、副議長に就任されたことにより、本協議会委員となっております。

つきましては、以上4名の方に対しまして会長より委嘱状を交付いたします。

私の方でお名前をお呼びいたしますので、その場でご起立をお願いいたします。

中根静様。

白河市・表郷村・大信村任意合併協議会委員に委嘱する。委嘱期間は平成16年4月1日から任意合併協議会解散の日までとする。

平成16年4月1日。

白河市・表郷村・大信村任意合併協議会会長 白河市長 成井英夫。

これより先はお名前のみを読み上げ、委嘱内容等は省略させていただきますので、ご了承願います。

大谷英明様。

藤田清様。

星吉明様。

続きまして、次第の4番、地方債残高と債務負担行為の状況について、事務局よりご説明を申し上げ

げます。

お願いいたします。

○事務局長(木村全孝) 事務局長の木村と申します。よろしく願い申し上げます。

説明の前に1つおわびがございます。

実は、前回の協議会におきまして、穂積委員さんから、資料をとじるのに資料に穴をあけてもらいたいの要望があったわけですが、今回、資料に穴をあけておりません。大変申しわけありませんでした。おわび申し上げます。

それでは、地方債残高と債務負担行為の状況、別冊というものでございますが、こちらをごらんいただきたいと思っております。

これにつきましても、前回第3回の協議会におきまして穂積委員さんから要望のありました特別会計等を含めました地方債の残高と債務負担行為の状況について取りまとめたものでございます。

1ページをごらん願いたいと思っております。

地方債の年度末現在高見込額の状況としまして、3市村の会計別に取りまとめたものでございます。初めに、白河市の状況であります。単位は1,000円単位となっております。

会計区分としましては、一般会計そして特別会計、公営企業の3区分でございます。

まず、一般会計で見えますと、平成14年度末現在では232億1,506万6,000円となっております。これが15年度末現在高見込額では231億5,505万4,000円となっており、14年度対比では約6,000万円の減額となっております。

次に、平成16年度中の増減見込額として、16年度中の起債見込額としまして24億850万円に対しまして16年度中の元金償還見込額は25億3,259万2,000円となっており、起債見込額と元金償還額の差につきましては1億2,400万ほど償還額が多くなっております。

これらのことから、平成16年度末の現在高見込額としましては230億3,096万2,000円となるものでございます。

また、平成15年度末での残高での人口1人当たりの額で見えますと、一番右側になるわけですが、一般会計では48万8,102円となります。

以下、特別会計、公営企業会計も同様に算出をしております、これらを合計したのが下段に少し黒く網をかけた額となっております。全会計での1人当たりの額につきましては、一番右の一番下でございますが88万6,896円となっております。

次に、表郷村での一般会計での例で申しますと、一番右側になりますが、1人当たり15年度末残高での人口1人当たりの額は65万7,165円となります。全会計当たりで見えますと、黒く網のかかったところでございますが101万4,420円となるものでございます。

次に、大信村で見えますと、同じく一般会計での例ですが、一番右ですが、平成15年度末の残高での人口1人当たりの額につきましては80万1,857円となっております。全会計では、黒く網のか

かったところがございますが、122万9,981円となっております。

次に、2ページでございますが、これにつきましてはこれらをグラフ化したものでございます。後ほどごらんいただきたいと思っております。

なお、先ほどの1人当たりの額につきましては、この2ページの右の下に枠で囲んでございますが、平成16年3月31日現在の各市村の住民基本台帳人口を用いまして換算したものでございます。

次に、3ページをごらん願います。

債務負担行為の支出見込・予定額の状況ということで、3市村の会計別についてでございます。

まず、白河市分についてでございますが、会計区分につきましては、一般会計、特別会計、公営企業会計となっております。それぞれの15年度末までの支出見込額としましては30億5,099万4,000円でございます。16年度以降の支出予定額につきましては30億8,468万9,000円となっております。これらの財源につきましては、それぞれ国県支出金、地方債、その他、一般財源となっております。

15年度末残高での人口1人当たりの額で見ますと、一般会計では6万5,024円となっております。同じく特別会計、公営企業会計それぞれ出しておりますが、全会計で見ますと、黒く網のかかったところがございますが6万7,676円となっております。

同じく表郷村の一般会計で見ますと、人口1人当たりの額で見ますと、一般会計では3万1,152円、全会計で見ますと5万2,440円となっております。

次に、大信村の場合で見ますと、一般会計では平成15年度末の残高としまして6万5,694円、全会計で見ますと12万9,256円となっております。

4ページにつきましては、これらをグラフ化したものであり、これらそれぞれの事業別状況につきましては5ページ以降に記載してありますので、後ほどごらん願いたいと思っております。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

**○事務局次長(加藤俊夫)** ただいま事務局からご説明申し上げました地方債残高と債務負担行為の状況について、ご質問等があればお願いをいたしたいと思っております。

なお、質問等をされる場合には、挙手の上、市村名、お名前を述べてからご発言をお願いいたします。

何かございますでしょうか。

(「なし」と言う声あり)

**○事務局次長(加藤俊夫)** それでは、ご質問等もないようですので、次に進まさせていただきます。

続きまして、次第の5番目、議事に入りますが、議事の進行につきましては、協議会規約第7条第3項の規定により会長が議長として当たることとなります。

それでは、成井会長、よろしくお願いたします。

**○議長(成井英夫)** それでは、規約の定めによりまして暫時議長を務めさせていただきますので、よろしくお願をいたします。

まず、議事に入る前に、会議運営規程第2条及び会議傍聴に関する要綱第7の規定により、「本日の会議については公開とすること」と、「傍聴については、写真・撮影・録音等についてこれを許可すること」の2点についてをお諮りいたします。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長(成井英夫) ご異議ないようですので、本日の協議会は公開会議とすることとし、写真・撮影・録音等についてもこれを許可することといたします。

次に、協議会規約第7条第2項の会議成立要件について、事務局から報告を求めます。

事務局。

○事務局次長(加藤俊夫) 協議会委員30名のうち、本日の出席者は29名であります。協議会規約第7条第2項に定める委員の半数の出席を満たしておりますので、会議は成立することをご報告申し上げます。

○議長(成井英夫) それでは、これより議事に入ります。

まず、1の報告事項に入りますが、これについては事務局から一括説明をいただいた後に皆様方からご意見、ご質問をお受けすることではいかがでしょうか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長(成井英夫) 異議なしということでございますので、それでは、報告第10号 白河市・表郷村・大信村任意合併協議会活動状況についてから、報告第12号 白河市・表郷村・大信村任意合併協議会予算の流用についてまでを一括説明を求めることとします。

事務局、お願いします。

○事務局長(木村全孝) それでは、2ページをごらん願いたいと思います。

報告第10号 白河市・表郷村・大信村任意合併協議会活動状況についてであります。

これにつきましては、4月1日から27日までの活動状況について報告するものでございます。

1、会議等につきましては、4月2日と5日に事務事業一元化に伴う専門部会・分科会の合同説明会を開催いたしました。会場については記載のとおりでございます。

12日、福島県内合併協議会事務局長会議に出席。

同じく12日、大信村議会議員に対する市町村合併に関する説明会に出席。

15日、第1回専門部会、8専門部会を開催。

19日から21日までの3日間ですが、第1回分科会として、24分科会を開催。

21日、第3回正副会長会議と幹事会の合同会議を開催。

23日、福島県県南地方広域行政推進連絡会議にオブザーバーとして出席をしました。

同じく23日、平成16年度全国合併協議会連絡会議に出席。

27日、本日、第4回任意協議会を開催したところでございます。

次に、3ページをごらん願います。

2としまして、住民への周知・意識調査についてでございますが、4月6日、新市将来構想概要版を白河市、表郷村、大信村の全世帯へ配布いたしました。

16日、市町村合併に関するアンケート調査票を発送いたしました。

21日、協議会だより第3号を発行いたしました。

3としまして、住民説明会につきましては、4月19日から28日までの9日間、白河市主催により市町村合併に関する地域説明会を開催しております。

同じく4月19日から30日までの8日間、大信村主催により合併に関する地域住民説明会を開催しております。

なお、表郷村におきましては、5月10日から17日までの6日間、村内24カ所において開催を予定しております。

4ページをごらん願います。

報告第11号 白河市・表郷村・大信村任意合併協議会顧問の選任についてであります。

協議会顧問の福島県南地方振興局長、村瀬久子氏の異動に伴いまして、新たに次のものを顧問として選任したので報告します。

顧問（規約第6条）。氏名、友部俊一。役職、福島県南地方振興局長。

次に、5ページをごらん願います。

報告第12号 平成15年度白河市・表郷村・大信村任意合併協議会予算の流用についてであります。

平成15年度白河市・表郷村・大信村任意合併協議会予算を次のとおり流用しましたので、協議会財務規程第7条の規定により報告いたします。

まず1つとしまして、予算の流用額につきましては9万9,000円。予算の流用日につきましては平成16年3月31日です。流用元ですが、これにつきましては協議会費の18節備品購入費、流用先につきましては、同じく協議会費の14節使用料及び賃借料でございます。不足理由としましては、コピー機使用料に伴う不足が生じたためでございます。

流用元の予算額110万円でございますが、今回の流用により予算額は100万1,000円となります。予算現額は42万4,661円でございますが、流用しました差引予算額については32万5,661円となります。また、流用先ですが、予算額が30万円ということで、流用後の予算額は39万9,000円となります。予算現額は4万91円ですが、流用後は13万9,091円となります。

次に、2としまして、予算流用額6万9,000円、予算流用日は同じく平成16年の3月31日でございます。流用元は協議会費の18節備品購入費で、流用先は協議会費の11節需用費となっております。不足理由につきましては、住民アンケート用封筒の印刷代として流用するものでございます。予算額については、流用元の予算額は100万1,000円、予算現額では32万5,661円、流用後につきましては25万6,661円となっております。

流用先の予算額につきましては、119万7,000円、流用後は126万6,000円となります。予算現額は4万3,110円でございますが、流用後につきましては11万2,110円となっております。

報告第10号から12号については以上でございます。

○議長(成井英夫) ありがとうございます。

ただいま事務局から説明がありました報告第10号から12号までについて、ご意見、ご質問がございましたら、お願いいたします。

なお、発言される場合は、氏名を述べた後に発言をするようお願い申し上げます。

ありませんか。

(「なし」と言う声あり)

○議長(成井英夫) ご意見、ご質問もないようですので、報告事項についてはすべて了解していただいたものとみなしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長(成井英夫) ありがとうございます。

ここで、ただいま新たに本協議会の顧問にご就任をいただきました友部県南振興局長さんからごあいさつを賜りたいと存じますので、よろしくお願いを申し上げます。

○福島県県南地方振興局長(友部俊一顧問) 4月1日付で県南地方振興局に着任いたしました友部俊一でございます。どうぞよろしくお願いたします。

県南地方振興のために諸課題につきまして円滑な調整に努めてまいりたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

なお、この市町村合併関係につきましては、県南地方広域行政推進連絡会議、この場を通じまして県といたしましていろいろとご支援してまいりたいというふうに考えております。どうぞよろしくお願いたします。

○議長(成井英夫) どうもありがとうございます。

続きまして、2の協議事項に移りたいと思います。

初めに、協議第14号 白河市、表郷村及び大信村の庁舎機能についてを議題といたします。

事務局から説明を求めます。

○事務局長(木村全孝) それでは、資料の6ページをごらん願います。

協議第14号 白河市、表郷村及び大信村の庁舎機能についてであります。

新市における庁舎機能については、現在の3市村の庁舎を利活用するとともに、合併による行財政の効率的・効果的な運用を図るため、管理部門に関しては統合化を推進しながら、住民に直接関係する部門に関しては、住民生活に密着した行政サービス及び地域課題への対応に支障をきたすことのないよう総合支所方式を基本に調整を図るものとするということでございまして、今回の協議につきましては、新市の庁舎の機能のあり方についての方向性を示すものであり、今後、法定協議会に移行し



た段階において、協定項目の事務所の位置に関することや事務組織及び機構に関することの項目として正式に協議されるに当たっての任意協議会での承認事項として申し送りされることになるものであります。

なお、統合化を推進する管理部門としましては、総務、企画、財政などの総括的部門と、議会事務局や選挙管理委員会などの行政委員会であり、現在、庁舎の組織や人事、財政などの内部事務処理を行っている部門を想定しているものであります。

7ページをごらん願います。

参考資料としまして、合併時の庁舎利用方式としまして、本庁舎方式、そして総合支所方式ということについての概要及びメリット、デメリットについて記載をしたものでございます。

まず、本庁舎方式のうち、庁舎を新設する場合、これにつきましては3市村の行政機能を1カ所に集約し、他の庁舎は窓口業務程度の機能を持たせた出張所とする方式。事務の効率化が図られる、住民に与える新市誕生の印象が強いというのがメリットでございまして、デメリットといたしましては、新庁舎建設に多大な費用が必要となるというものです。それと同じく本庁舎方式のうち既存の庁舎を利用する場合ということで、既存の各庁舎をそのまま、または増改築して行政機能を1カ所に集約して、他の庁舎は窓口業務程度の機能を持たせた出張所とする方式。これについてのメリットにつきましては、同じく事務の効率化が図られる、既存施設の利用のため費用が少なくて済むということがあり、デメリットとしては、周辺地域の住民サービスの低下が懸念されるというようなものでございます。

次に、総合支所方式としましては、管理部門、総務、企画、財政等の管理部門及び事務局部門、議会、教育委員会、選挙管理委員会等を集約いたしますが、残りの部門の機能はそのまま各庁舎に残す方式で、メリットとしては、住民や職員にとって最も現状に近く、サービスがスムーズに提供でき、住民に対して違和感を与えない。デメリットとしましては、旧市村単位での行政という印象が強く残り、新市の一体感が醸成されにくいということがございます。

なお、8ページから10ページにかけまして、16年4月1日現在の3市村の行政組織機構を載せておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

協議第14号については以上であります。

○議長(成井英夫) ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありました協議第14号 白河市、表郷村及び大信村の庁舎機能について、ご意見、ご質問をお受けいたします。よろしく願いいたします。

穂積委員。

○穂積栄治委員 表郷村の穂積ですが、ただいま事務局の方から方式について説明を受けたわけですが、このほかに分庁舎方式が私はあると思うわけですが、どうしてこの分庁舎方式はここに載らなかったのかということがまず一つ疑問に思うわけです。

それから、私、分庁舎方式をとった方がいいのではないかと思う1人なんですが、なぜかと申しますと、例えば総合的な部門をこの白河に持ってきた場合に、白河が将来職員がいっぱいになって手狭になると、しいては新庁舎を建てようという、そういう動きが活発になるおそれがあるのではないかと私は思うわけです。やはり、庁舎建設の前には何といても住民サービスが大事だと思いますので、まず住民サービスの充実を図るまでは少なくとも分庁舎方式をとっていった方がいいのではないかと思うわけです。

以上です。

○議長(成井英夫) 事務局長。

○事務局長(木村全孝) ただいま言われたように分庁舎方式というのもございます。いろいろ検討した中で、分庁舎方式となりますと、かなり距離的に長いというようなこともあります。例えばこちらのところには教育部門、こちらには保健福祉部門となりますと、利用するのに不便ではないかという懸念があったものですから、3市村が近くであればそのような体制もとれると思いますが、分庁舎方式となりますと、かなり不便な点が多くなるというようなことから、この中では分庁舎方式も方式としてはあるのですが、ここに載せても厳しいだろうということで、可能性を含んだ中での2つの方式ということで提示させていただきました。

○穂積栄治委員

表郷村議会では、先日、長野県千曲市を視察に行って参りました。千曲市で取り入れたのは分庁舎方式です。その内容を聞いてみましたところ、分庁舎機能にしても各分庁舎には総合窓口を設けて、住民には不便を感じさせないような方式をとっていると。なお、会議の際には、やはり移動という面で不便を感じるけれども、その方が住民に対して受け入れやすいのではないかという話を聞いてきたわけです。私は大変その話に納得したわけです。その辺もやはりこの協議会でも検討する余地があるのではないかと思うわけです。

○議長(成井英夫) ただいまのご質問でございますが、分庁舎方式の場合、例えば総務課は表郷村さん、建設部関係は大信村さんとした場合、それぞれの部のある庁舎に移動しなければなりません。この福島県内においても分庁舎方式をとろうとしているところもございます。その距離を考えた場合と、我々の3市村でやる場合の距離の開きが余りにも大き過ぎるということ、これが一つ大きな課題ではないかというふうに考えております。そういう中において分庁舎方式をとるよりは総合支所の方が、総合窓口並びに住民に直結するもの、例えば建設課または農政、そういうものは各支所の機能として持たせる総合支所方式の方が住民サービスとしてより近くなるのではないかということをお正副会長会議において意思の統一をしたところでございます。

なお、穂積委員のおっしゃるとおり分庁舎方式はあるというふうに我々も理解はしているところでございます。

穂積委員。

○穂積栄治委員 総合支所方式をとられる場合には、庁舎の建設という問題は、当面話題にしないということをご確約していただきたいと思うわけです。

○議長(成井英夫) 本日の会議は、これを決定するわけではございません。一つの方法論として皆さんに周知をしていただくためにも大変大切なお意見だと思います。これは法定協において正式に決定されることですので、今のご意見は大変丁寧にお伺いしておきたいと思っております。

そのほかにはございますでしょうか。

池嶋委員。

○池嶋 貞委員 白河の池嶋でございます。

本庁舎方式でございますが、新設する場合に、新しく庁舎を造るとなると非常に多大な費用が必要となるということが書いてありますが、どの程度の費用がかかるか、またその費用は捻出できるのかどうか、その辺のことをお聞きしたいと思っております。

○議長(成井英夫) 事務局長。

○事務局長(木村全孝) 今の段階では、建設費用については算出してございません。

○池嶋 貞委員 その算出することができるのかどうかの可能性を聞いているわけでございまして。

○議長(成井英夫) 事務局。

○事務局長(木村全孝) まだどのような内容のものを入れるか、例えば、総合支所方式にするのか、本庁舎方式にするのかもまだ決まっていないところで、どのような機能にするのかというのがまだ検討されておられませんので、どの位費用がかかるか、というのは算定しておりませんが、先ほど会長からも話がありましたように、正副会長会議の中では新たに建設するというのではなく、既存の庁舎を利用するというような方向での認識はいただいているところでございます。

○議長(成井英夫) よろしいでしょうか。

そのほかございませんか。

鈴木委員。

○鈴木勇一委員 大信の鈴木でございます。

先ほど会長が申されたように総合支所方式、この部分に対しては住民のサービスですか、そういう部分に対しては非常にいいんじゃないかなと私は思っております。

それと、先ほど今、穂積さん、池嶋さんが言われたように庁舎建設費が莫大な金になるんじゃないかと、その辺も考えれば、やはり総合支所方式、私は賛成いたします。

○議長(成井英夫) ありがとうございます。

そのほか、ご意見ございますでしょうか。ありませんか。

これは大変重要なことですので、本当にご意見あれば、発言していただきたいと思っております。

深谷委員。

○深谷美佐子委員 表郷の深谷です。

総合支所方式をとって、ある程度の部門だけ仮に白河に持ってきて、今のほかの役場をそのまま活用していく場合に、職員の人数をある程度少なくしていかないと財政的にも厳しい中で、この方式をとって、果たして住民サービスがスムーズに提供できるというメリットが本当に実現できるのか疑問に感じたんですけれども。

○議長(成井英夫) 現時点におきまして、将来構想概要版に出ております521名という職員数は、現在の総数でございます。今後、退職者の7割を補充し、440名という数字を10年後ということで一応表示をさせていただいたわけでございます。その中において総合支所機能というものをどこまで持たせるか、IT化をどこまで進めるか、そのように物事を考えていけば不可能ではないというふうに考えております。

そのほかございませんか。

金内委員。

○金内貴弘委員 白河市の金内と申します。

総合支所方式の参考資料に載っているこのメリット、デメリットの部分なんですが、デメリットに新市の一体感がつくられにくいとこちら書いてありますが、デメリットというのはいろんな対応することでデメリットを解決することもできると思いますので、このデメリットの部分に関して、例えばどういった解決策があるか、もしお考えでしたらお聞かせください。

○議長(成井英夫) デメリットということで、本庁舎方式についてはやはり新庁舎の建設が多くなるということが一番の問題ですので、これについてどこまで解決できるかとした場合、特例債を使うということは余り好ましくないのではないかという認識は正副会長会議の中では持たせていただいております。そういう中において地域住民へのサービスの低下というものが起きるのではないかと、その場合には、やはり総合支所方式をとった方がよいのではないかと、という話し合いが持たれました。

また、分庁舎方式についても、先ほど穂積委員からご意見がございましたが、やはり距離的な問題等を含めた場合に、一堂に会すたびに移動ばかりの時間的なロスが生じることを踏まえて、分庁舎方式というものは余り好ましくないのではないかという意見となりました。

また、総合支所方式の中の旧市町村単位での行政という印象が強いという事に関しては、合併してすぐに取り払える問題ではないと思っております。一体感をつくっていくためにはどのような方式をとっていくか、それが皆様のところにお渡しさせていただきました概要版の中にもあるとおり、やはりお互いの意見を尊重し合いながら、またその地域の持っている特性を生かし合いながらお互いに理解し合ってやっていく、そういう意識を醸成していく必要があるのではないかと考えております。しかし、それを一足飛びにデメリットだからすぐに解決できるかと言われた場合には、一足飛びにはできませんので、その点についてはやはり地域全体を住民の皆様が一体感をつくるように努力していく必要があるかと考えているところでございます。

よろしいですか。

佐川委員。

○佐川京子委員 白河市の佐川です。

総合支所方式についてなんですけれども、残りの部門の機能はそのまま各庁舎に残すということなのですが、ちょっと理解が私よくできないので質問なんですけれども、例えば保健福祉部なり産業部なりで何か決定事項といたしますか、あるような場合に、総合支所方式でいくと現在のそれぞれの白河市、表郷村、大信村で行政のサービスが違ってくとか、そういうこともあるんでしょうか。

○議長(成井英夫) 正副会長会議の中で例として出ましたことは、例えば住民生活課、建設課、あとは農政関係については、やはり地域への密着が必要ではないか。しかし、その政策等については一つの機能として、そこの中において政策は決めていくわけです。その中で住民にサービスするときに、例えば、すぐに要求されたものについての対応は、各総合支所の中でできるのではないか。または本庁に来て、どこが本庁になるかわかりませんが、そこまで行って相談して物事を解決するのではなく、地域の中での問題は地域の中である程度解決する方法論、そういうものをきちっとつくっていく、そのような体制整備が必要ではないかという話が出ました。

なお、補足する必要あればどうぞ。

○副会長(滝田国男) 例えば各市村によっていろいろなイベント等がございます。企画、計画して実施してきた経緯がありますけれども、そういったものについても、やはり総合支所の中で判断して、これから継続していくものは継続していく、しかし、当然見直さなければならぬものもあるということであれば、今会長がおっしゃったようにお互い協議して決定しなければならないものもありながらも、各総合支所が独自の考え方でやっていくということを優先的に考えられるというメリットは出てくるのではないかとということで、財政的なものもありますが、一元化することなく、おのおのエリアでもって活動が今までどおりできるものが生まれてくるのではないかとというふうな考え方もあったというふうに記憶しています。

○議長(成井英夫) 佐川委員。

○佐川京子委員 今、ご説明いただいたんですが、まだちょっとわかりにくい面もあるんですけれども、総合支所方式の場合には、現在あるようにそれぞれ、例えば市民部長さんとか産業部長さんとか、それぞれの部にそのまま長がいて、その中であらかじめ予算なり決定権なりということが現状のままというのはどうかと思うんですけれども、そのまま残っていくというようなことでしょうか。

○議長(成井英夫) 予算措置につきましては、一本化されれば、その一つの骨格は決まっていきます。これは当然に決まっていきます。その中において、それぞれの各総合支所に対して、この事業はそこにおいてはこれを完結していただくとか、それは今もやっていることでございますので、そういうことは可能であろうと思います。

しかし、全体のトータル予算の中において、この部門はこれだけというのは当然決めていかなければ、ばらばらになってしまいますので、それは当然、予算措置は決定されていくと思います。

そのほかございませんか。

柳委員。

○柳 惠子委員 行政組織機構なんです、3市村でかなり違いがあるんですが、これはどのようにまとめていくということなんでしょうか、その辺をお聞きさせてください。

○議長(成井英夫) 行政機能の組織機構につきましては、今後専門部会の中においてそれを決定し、さらにその専門部会に付随してあります分科会、そこの中において検討を十分されていきます。そういう中において組織体制の機構それぞれを決定していくようになろうと思います。

○柳 惠子委員 いつごろまでにそれは完成されていく予定でしょうか。

○議長(成井英夫) 事務局長。

○事務局長(木村全孝) 内部的な予定ですが、10月ぐらいまでにはそういうふうなものも取りまとめていきたいと考えております。

○議長(成井英夫) 柳委員さん、皆さんの最後の2ページのところに、予定表が入っております。法定協議会、任意協議会から法定協議会に移った場合、その決定項目が書いてあります。その中において事務事業一元化調整と入っていると思います。例えば各事務事業の専門部会、分科会においての課題抽出・調整方針の検討・確定と、そういうことを見ていただきますと10月までには何とかということが理解できるかと思います。

柳委員、よろしいですか。

○柳 惠子委員 ありがとうございます。

○議長(成井英夫) そのほかありませんか。

(「なし」と言う声あり)

○議長(成井英夫) それでは、ただいまのご意見、それぞれあろうと思います。本日、実は承認まで求める予定もあったんですけども、それぞれのご意見がありますので、承認は求めないことにさせていただきます。これは後日承認を求めさせていただきますので、ご理解のほどをお願い申し上げたいと思います。

次に、協議第15号 法定協議会への移行についてを議題といたします。

なお、本件につきましては大変重要な協議であると思われまますので、この件につきましても皆さんのご意見等を拝聴させていただくことにとどめ、次回の協議会においてご判断をいただきたいと考えているところでございます。

事務局より説明を求めます。

事務局長。

○事務局長(木村全孝) それでは、資料の11ページをごらん願います。

協議第15号 法定協議会への移行についてであります。

白河市・表郷村・大信村任意合併協議会の検討結果を踏まえまして、白河市、表郷村及び大信村は、

市町村建設計画及びその他合併に関する協議を行うため、地方自治法第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律第3条第1項の規定に基づく法定協議会に移行する。なお、法定協議会の移行については、白河市、表郷村及び大信村の議会における法定協議会の設置議案及び関連予算案の可決後、速やかにこれを行うものとする。

なお、この協議事項につきましては、ただいま議長からも話がありましたように大変重要な案件であるということから、まだ住民説明会が終わっておらず、また、アンケート調査の結果も出ていないという状況でありますので、本日結論をいただくということではなく、継続審議の中で十分な議論をいただいた上で、次回の協議会において承認をいただければと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、12ページをごらん願います。

これにつきましては、参考資料としまして法定協議会に移った段階での協議会の規約の案でございます。任意協と違うという部分だけ主なものをご説明申し上げたいと思います。

まず、第1条の「設置」でございますが、これまでは任意協議会でございますので法的な根拠がありませんでしたが、法定協議会に移るということで地方自治法252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律第3条第1項の規定に基づいて合併協議会を設置するという法的根拠がここに出てきたものでございます。

多少字句等の違いはございますが、大きな内容についてご説明申し上げたいと思います。

13ページをごらんいただきたいと思います。

第9条の2項でございますが、「委員の3分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会長はこれを招集しなければならない」という項目を設けてございます。

第10条でございますが、「委員以外の者の出席等」ということで、これまでは「関係職員等の出席」としていたものを「委員以外の者」とし新たに設けたものでございます。

11条で、「専門委員会」ということで、「協議会は、担当事務の一部について調査、審議等を行うため専門委員会を置くことができる」というような項目を設けてございます。

16条で「監査」ということで、これまでは協議会の委員の中から監事ということを選んでいただいておりますが、今後は法定ということでございますので「協議会の出納の監査は、3市村の監査委員各1名に委嘱して行う」ということで外部監査にしたということでございます。

法定の方に移りまして、任意協と違うという主なところはこの5点ほどでございます。

次に、15ページをごらんいただきたいと思います。

この規約を受け、白河市・表郷村・大信村合併協議会規約に関する協定書（案）というものを今後つくるということでございます。これは、法定協議会の規約の中で、3市村の長の協議により決定されるもの及びその他の重要事項について、協定という形により約束をするというもので、5点ほどございます。

まず、1としましては、会長及び副会長の選任についてということで、選任会長には白河市長の成井英夫、副会長には表郷村長滝田国男、大信村長渡部泰夫を選任するというような項目を設けてございます。

2としましては、顧問ということで振興局長さんの友部俊一様、広域行政グループ参事の斎須秀行様を顧問とするということでございます。

3としましては、事務局の職員ということでここに掲げてございます。

4としまして、協議会の経費ということで、3市村の負担金、これまでは人口割というふうにしておったものを均等割及び人口割としまして、均等割につきましては3市村それぞれ500万円、それ以外の額についてはこれまでどおりの人口割としたものでございます。

それと5としまして、正副会長の会議ということで、必要に応じて会議を開催することができるものがございます。

次に、16ページをごらんいただきたいと思います。

法定協議会移行後のスケジュール（案）ということでございますが、これにつきましては、6月に第1回の法定合併協議会設立ということで、これは当然議決後ということになるわけでございますが、議決をいただいた後の法定協議会のスケジュールということで記載してございます。

8月にはシンポジウムの開催、それと1月には3市村間で合併協定書の締結調印、2月には合併議決、3月には県知事に対する廃置分合申請というような大きくこのようなスケジュールで進んでいきたいというふうに考えております。

加えて協定項目、ただいま会長の方からも話がありましたように、それぞれの協定項目の協議決定を進めて参ります。その間、新市建設計画、財政計画も、12月ぐらいまでにはすべて進めていきたいというような内容でございます。

これはあくまでもスケジュール（案）ということで現在の段階でございます。

協議第15号につきましては以上でございます。

**○議長(成井英夫)** ありがとうございます。

先ほど500万円ずつということの説明がなかったんですが、これは合併準備補助金として各市村に500万円ずつということで来ますので、500万円ずつは各市町村が出す分ではございませんので、その旨は頭に置いていただきたいと思います。

委員の皆様からご意見を伺う前に、ここで本協議会の設置時から顧問としてご参加をいただいております福島県市町村領域広域行政グループの斎須参事さんから法定協議会設置の必要性及び合併に関する県内の状況についてアドバイスをいただきたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

**○福島県総務部市町村領域広域行政グループ参事(斎須秀行顧問)** ただいま2点ありましたが、まず最初に法定協の設置につきましてポイントといいますか3点ほど申し上げたいと思います。



当任意協議会でこれまで、今日を含めて4回、熱心な協議を重ねてまいりました。この間、前回です、ね、合併した場合の新しいまちづくりの基本方向を示す新市将来構想を策定するという事で任意協議会として所期の成果を上げたというふうに考えております。そういう意味では、まず第一番目に、この任意協としての目的を十分果たしたというふうに考えていいのではないかとというのがまず1つです。

2つ目には、今、先ほどの庁舎の話もありましたが、任意協議会でやはりその性格上これ以上具体的な討議、協議ということを行うというのはなかなか難しいところがあります。ですから、皆さん方が、前回もそうでした、先ほどもそうですが、もっと突っ込んで議論をしたいということにつきましては、やはり法定協の場で協議する方がよりよい協議ができると考えております。これが2点です。3点目ですが、先程説明にもありましたように、法定協の設置にあたりましては、それぞれ三市村の議決が必要になってくるということでもあります。そういう意味で、議会の判断をここで得るという意味におきましても、その時期に来ているのではないかとというふうに考えます。

以上の点を総合的に考えますと、今後は法律に定められた正式な協議の場であります法定協におきまして、基本4項目を初め新市町の建設計画の作成を含めた合併に関する協議、これを行うことが望ましいのではないかなというふうに考えるところであります。

次に、県内の合併の状況、合併協議会の状況ですが、きのう須賀川市と岩瀬村で臨時会で議決をして法定協ができました。県内には法定協が12です。あと任意協が皆さん方のところと、あと本宮・白沢さんということで2つございます。法定協が12、任意協が2つあります。県全体では、90市町村のうち49市町村が法定協、任意協に今参加して、半分以上が参加しているということになります。

法定協の12のうち、12とはいえ、もう大分前からやっていたということではなくて、今年に入ってからできたというのが12のうち7つあります。しかも今月になってから出来たというのも2つほどあります。そういうところから考えましても、今年になってから、あるいは今月でも2つ出来ている、そういう状況ですので、ぜひ次回といいますかそういうときに法定協への判断というのをさせていただく、そういう時期にも来ているのではないかなということがあります。

進捗状況ですが、ご案内のように会津若松市と北会津村合併についての、これは合併ですね、合併についての議会の議決を経まして、県への合併申請の運びになっているということで、11月1日の合併に向けて大きく前進をしております。

先ほど話しました12のうち年度内に合併をしようというのが実はまだ4つなんです。多分4つだけだと思います。残りの8つは、来年の3月までに合併の申請をして、実際の合併は来年の4月以降、秋になるのかいつになるのか、まだそこは決めてありませんが、17年の4月以降です。先ほどのこのスケジュールのような、こういうスケジュールで今進んでいるのが12のうち8つということです。

そういう意味では、全体的にはこれからが協議の正念場だというふうに私の方では考えていますし、皆さんのところもそういう意味では決して遅いとかそういうことではないというふうに考えます。

最後に、法定協での協議の特徴ですが、これは任意協のときもですが、やはり情報公開、いろんなことがわかるという情報公開がより進む。先ほど話しましたように法定協になればもっと深く突っ込んだそういう議論になりますので、情報公開はもっと進むというのがやはり一番大きいのではないかなと思います。

あとやはり新しい市の行政のあり方ですね、例えば負担と受益とといいますか、調整をする際に必ずしもそのサービスは高く、負担は低くというのが皆さんの話の中で、いやいや、これからはそうなんではないんじゃないかとか、そういう話も出ています。ですから、非常にいい話ができているということが1つあります。

他にどうしても問題になるのが、やはり周辺部が寂れるとか、あるいは住民の声が届きにくくなるといったそういう懸念ですね、合併の懸念に対する方策とといいますかその手だて、それについて各協議会で今検討しております。

先ほどの総合支所方式ということが出ていましたが、例えばクラスター方式であるとか、あるいは地域審議会を設けるとか、あるいは地域振興局を設けるとか、あるいは分権・分散型という理念でやりましょうとか、今、県内でいろいろそういう地域の特性に応じた検討をしております。ですから、これから法定協の場で、先ほどの続きになると思いますが、やはり地域の知恵と工夫を結集するそういう場も法定協の中でできるのではないかなと思っております。

以上でございます。

○議長(成井英夫) どうもありがとうございました。

それでは、協議第15号 法定協議会への移行について、皆様からご意見、ご質問をお受けいたしたいと思います。よろしく願いいたします。

橋本委員。

○橋本良示委員 大信村の橋本と申します。

法定協議会への移行に対しての3市村の議会の開催について6月ごろとお聞きしておりますが、6月のいつごろになるのか。また、同日に開催するのか、現段階でのお考えをお聞きしたいと思います。

○議長(成井英夫) 今、現時点におきまして、大信村さんの方と白河市で説明会をやらせていただいています。先ほどお話ししました来月10日から表郷さんの方で始まります。それを受けまして、今後、議会側と調整を図らなければならないだろうと思っておりますが、まず3市村一緒に行いたいと思っております。

佐川委員。

○佐川京子委員 白河市の佐川です。

ただいま白河市の方でも住民の説明会が進んでいる最中でして、私も地元の五箇の方に出席させて

いただき、その中でいろいろ質問等あったんではございますが、新市将来構想を皆さんでこう見て、それで特に6ページのところの経費の削減効果と財政支援効果というようなところにやはり皆さん目が行ったらしくて、こういうような状況であれば合併に反対というような意見はそのときには1つも出なかった状況でしたが、どちらかというともっと広げて、なぜ3市村であるかというようなことで、もっとほかの地域も含めて何とかならないかといった住民の意見もありましたが、ほかの白河市、それから大信村さんも現在進んでいる状況だとは思うんですけども、その住民説明会の中でどのような話がといますか、どのような方向で住民からの意見が出ているのかということを経つか教えていただきたいんですけども。

○議長(成井英夫) それでは、白河市の方について話させていただきます。

現在まで、7地区において住民説明会を行いました。その中において一番質問の多いことは、西白河郡、白河市を入れて8市町村あるわけですが、5町村がなぜ今合併について取り組まないのかというようなご意見が一番多い状況でございます。特にその中においては、西郷村さんがなぜそのような任意の協議会の中に入ってくるができないのかという趣旨で発言が今一番多い状況でございます。

○副会長(渡部泰夫) 大信村も今日で5日目に入りました。その中で、財政的な面、特例債では10年間見ますよというようなことがありますね。その5年間は段階的に見ますよというような項目がありますが、それ以後についての財政はどうするんだという質問が出ております。

それから、今3市村合併協議をやっておりますが、そのほかの町村が合併にまぜてくださいよと言った場合はどのような考えをしているのか、というご意見も出ております。

それから、あとは細かい話で、その細かい部分につきましては法定協議会で協議する項目である旨話をしておきましたので、それは省略させていただきます。

○議長(成井英夫) 佐川委員。

○佐川京子委員 ありがとうございます。

そうしますと、合併について住民の皆さんはどちらかという前向きに考えている意見が、私の聞きに行ったところもそうだったんですけども、多いようなことがあるのであれば、法定協議会に向けて速やかに進めていく方向がいいのではないかと私も思います。

○議長(成井英夫) ありがとうございます。

ほかにはございませんか。

鈴木委員。

○鈴木克彦委員 表郷村の鈴木克彦です。

まず、齋須顧問のご説明をもうちょっと具体的にお聞きしたいんですが、その法定の方に移行するとより具体的な検討に入りやすいというご説明があったんですが、逆に法定に入らないとできない部分、しづらい部分というのがあるのであれば、そういうものを具体的に教えてください。

また、今の予定で6月に法定の方に移行しますと、来年3月までに大体9カ月ぐらいあるわけですが、なかなかこれは単純にはもちろん比較できないんですが、協議会事務局の方でも研修に行かれたと思うんですけども、千曲市の場合ですね、任意協の方でかなり突っ込んだ部分まで話し合いが行われたと。その後、法定ではそれを最終的に決定というような段取りで行ったというのを聞きますと、ある程度突っ込んだ話を任協のうちにしたとしても、それをちゃんとした話し合いさえ行えば、その後の法定で移行したときにスムーズに決定というふうなこともできるのではないかと私自身思うんですが、その辺をちょっと詳しく教えていただければ幸いです。

○議長(成井英夫) 斎須参事、お願いします。

○福島県総務部市町村領域広域行政グループ参事(斎須秀行顧問)

まず1点目の法定協の方がより具体的に突っ込んでお話ができるということですが、前回の協議のときに合併のその協定項目についてということで事務局さんの方から資料が出ています。例えばその合併の方式ですね、新設にするのかどういうふうにするのか、あるいは名称をどういうふうにするのか、事務所の位置などですね。もっと言えば、仮に総合支所方式にしたとして、もっと地域の住民の声を反映させるための手だてとして、さらに踏み込んで具体的にどういうふうにするのか、総合支所のトップはどういうふうにするのかとか、あるいは地域審議会なら地域審議会というものをどういうふうに置くのか、今のサービスの料金体系とかどういうふうにするのかとかいったことを、実際に協議できるのはやはり法定協の場なんですね。そういう意味では、法定協の場で項目ごとにきちんと突っ込んで議論をするというのが大切なんではないかなというふうに思います。

そのことは、先ほどの2番目のことと同じなんですが、じゃ任意協でやったらいいでしょうという考えもあります。ただ、これはちょっと誤解ないように聞いていただきたいんですが、任意協は任意協ですので、法定協に行ったときに例えば委員さんの顔ぶれをどういうふうにするのかという問題もあります。ほかのところは大体同じになっていますが、そういう問題も含めて、任意協で決めたことと法定協で決めるということがそのままイコールになるという、そういう制度的な枠組みがないので、やはり法定協の場できちんとした方がいいのではないかと。任意協でやろうとしていることについては、これまでの話の中で私は十分できているのではないかなというふうに思います。

○議長(成井英夫) 鈴木委員。

○鈴木克彦委員 そうしますと、今のご説明による私なりの理解なんですが、今のこの状況、いわばこの時間的な問題の中では、もう早いうちに法定に移行して話し合った方が時間のむだがないと。例えば任意協で話し合ったとしても、それを今度法定に移って、法定でまたひっくり返されたらば、またその一からの話し合いになってしまうというようなのが懸念されるのかなというふうに思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長(成井英夫) 斎須参事。

○福島県総務部市町村領域広域行政グループ参事(斎須秀行顧問) 私は、ひっくり返されるとか何

とかということではなくて、これから合併について本当に考えるのであれば、前回出ていますその合併の協定の項目ですね、合併の協定の項目ということは、合併について議論をしなければならない項目があります。例えば介護保険の事業について3市村でそれぞれ違えばどういふふうにするんだらうかとか、先ほど深谷委員が懸念されたもので、例えば総合支所方式といっても、その職員はどういふふうになっていくんだらうかということがやはりあるわけですね。

そういったことをもちろん任意協でやるというのもそれはいいのですが、いずれ法定協でやらなければならないことなんですね。ですから、任意協でやるべきところはそこを振り分けて今までも皆さんでやってきているわけで、その振り分けとしては、今のここまでといえますか次回までの協議で私は十分ではないかなというふうに思います。

○議長(成井英夫) 鈴木委員。

○鈴木克彦委員 ご説明内容は大体わかりました。ただ、これはもちろん私個人の意見ですが、今の時点でかなり議論が進んでいるのかというふうに言われれば、私はそうは思いません。

以上です。

○議長(成井英夫) そのほかございませんか。

矢口委員。

○矢口秀章委員 表郷の矢口でございます。

6月に法定協議会に入る、当然議会の決議が必要だということではありますが、私も議員の1人ですが、こういう大きな決議をするときに住民の意識をどのように説明し、あるいは情報を集約するのかというのが議員の仕事だと思っているんですが、そういうことで、先ほどうちの方の同僚議員からも質問あったんですが、研修に行ってきた一番びっくりしたのは首長会議なんですね。千曲市では首長会議50回やったという説明をされました。

先ほど分庁舎の件で、うちの穂積の方から質問あったとき、正副会長会議で決まったという話がありました。非常に重いんですね、正副会長会議というのは。こういう大きなときに正副会長会議、いわゆる首長会議をもっと多くして、もっと細かな問題をやっていくべきじゃないのかという、1点そういうふうに思うんです。

それともう一つ、法定協議会と任意協議会の違いで、私らがこの間、研修してきたところでは、先ほど白河の委員さんから出ました事務の一元化の調整協議というのが、任意協議会設立して一番先にもう任意協議会でやっているんですね。そうしないと住民説明会や懇談会を開催したときに質問に答えられない。もう任意協議会でこういう話も出て、こういうことで合併に進みますよという具体的な証拠をお示しできないんじゃないか。すべて住民が興味がある税金の問題やら、それから議員の定数や任期やら職員の給料の問題やら、すべて法定協議会に行ってお話しますので法定会議に入ります。そうすると、任意協議会の果たしてきた役割等がどうも私の感じでは、任意協ほど具体的な問題を出し合って、法定協議会は事務的な処理の方が、決まったことを淡々とやっていくという方が効率的じゃ

ないのか。任意協議会でいろんな問題をもっともっと会議の数も、会議の議案の種類もどんどん出してもらって任意協議会で話し合っ、それからいろんな決定していかないと、問題先送りでは住民説明するものが不足するんじゃないかというように思うんですが、その辺についてお尋ねしたいと思います。

**○議長(成井英夫)** まず、正副会長会議の会議を多くしろということでございます。

今、現実の問題としまして、細目についてはそれぞれの専門分科会において討議をしております。それについてのまずたたき台がきちんと出来て来ませんと、それぞれの調整がつかないことがございます。現時点におきましては、例えば皆様からご質問等にあったもの、そういうことは当然討議をしておりますが、やはり基本的なことをきちっと決めていくことを主体にやっております。その中において、今後、事務的な事業が進捗した場合には、討議の内容並びに回数等については変化し、当然法定協議会の回数も変わっていくだろうと考えております。

次に、事務の検討を早急に出すべきではないか、ということですが、これは前回もご質問として出ております。ですので、それについては、早く提案できますように今鋭意努力しているところでございます。これについては、それぞれの基本的な今までの経過等がございますので、きちっと詰めていきまさんと、最終的には料金体系、それは財政面、すべてのものに含まれてきます。それを執行するに当たっての窓口体制といったこともございますので、これをきちっと決めていきまさんとしないとと考えております。

できましたらば、法定協議会の中においてまず決めることをきちっと決めていくべきではないかという考えもございます。そうしなさんと、例えば庁舎の機能をどうするか、きょう皆様にお諮りさせていただきました。これについても、再度提案しなければなりません。現実とすれば大切なことですから、我々も石橋をたたいてやりたいと思っておりますが、それについてすべてそうでなく、先にきちっとしておいて法定協に出すべきだというふうなご意見もありますので、その辺もよく踏まえながら考えていきたいと思っております。

矢口委員。

**○矢口秀章委員** いずれにしても住民にとっては将来にわたる大きな事柄でありますから、住民のできるだけ多くの納得を得た上での合併に進むべきだと、これは百歩譲っても譲れない合併論議になるんだろうと思うんです。そういうときに、今、法定協議会に移行する段取りになっているようですけども、アンケート調査の結果だとか、あるいは何のためにアンケート調査やって、その結果がどうなったのか、この任意協議会の中で論議しないとか、あるいはその結果を明らかにしない前に法定協議会に持っていくとかということでは、やはり進む順序が違うんじゃないかという点も感じますし、情報は住民にできるだけ開示しながらやるという先ほどのアドバイスもあったようですので、疑問は即答するような体制で、できるだけ多くの住民のご理解をいただくような方法をさらに研究していただきたい。

○議長(成井英夫) 今お話がございましたように、法定協議会への移行については本日これを議決するものではございませんので、大信村さんの方と私の方、今やっているわけですが、あと表郷さんの方の住民説明会を踏まえ、また住民アンケート調査の結果を見まして5月のときに諮っていきたいというのが基本的な考えでございます。

穂積委員。

○穂積栄治委員 穂積ですが、ただいま表郷の委員の方から、法定協議移行について話が出ているわけですが、私は前回の任意協の中で、そういった細かいことに対してどっちにしる時間が足りないのだから、法定協に移行して、そして各細かい数字とか、それから住民サービスについての事柄が出てから判断する時期を設けるというようなことで正副会長会の方からも承認を得たというか、そういうふうな感じを受け取っているわけなんです。

それで、この後その他でちょっと質問しようかなと思ったことがあるんですが、実は、法定協に移行した場合、一番先に取り組んでいただきたいことは、やはり住民に直接かかわってくる、以前にも申しましたいろいろな料金とか公共料金とかそういった点についてのことをまず初めに取り組んでいただきたいと、そう思うわけです。

それで、何に取り組むかということは各市村でまず拾い出して、そして順序をつけて、それをまた持ち寄って、その中で順序を決定して行って法定協議会の中で臨んでいただきたいと、そう思うわけです。それで、協議に出されたやつは、必ず結論を見るまでその問題は後回ししないというような姿勢でぜひ臨んでいただきたいと思うわけです。やはり住民に一番関心の深いことを後回しにすれば、必ず後で問題が生じますので、ぜひそういう考えのもとに私は法定協議会に進んでいただくならば、大変結構だと思っているわけです。

以上です。

○議長(成井英夫) ただいまのご質問、前のときにも鈴木委員からもその点についてはたしかあったと思っております。住民に直接かかわるものについてはなるべく早く提案して提出していただきたいということで、鋭意努力をしているところでございます。

ただ、ご理解いただきたいことは、そのための調整は相当必要なんです。ですので、ここにすぐ出せと言われても時間はかかります。その点をご理解いただきたいと思います。皆様方に出すときにはある程度きちっとしたデータをもとにしたいと思っておりますので、その点はまずご理解のほどをお願いしたいと思います。

ただ、お話のご指摘のとおり、今、穂積委員並びに矢口委員からもございましたように、やはり住民に直接かかわることについては、ご指摘のとおり、正副会長会議においても前向きに進むべきであるということで進行しておりますので、お願いを申し上げたいと思います。

暫時休議をいたします。

再開は3時15分といたします。

午後 3時05分 休憩

午後 3時15分 再開

○議長(成井英夫) それでは、議事を再開いたします。

ご意見、ご質疑ありましたらお願いいたします。

深谷委員。

○深谷美佐子委員 表郷の深谷です。

16ページにある住民への広報説明会のところで、建設計画ダイジェスト版の作成とそのわきに関係市村において実施とあるのは、これは白桦は多分住民への説明会だと思うのですが、この時期についてです。先ほど佐川委員さんがおっしゃった、白河と大信さんの住民説明の意見はどうですかというふう聞いたところ、白河の方は西郷はなぜ入らないのか、大信さんは15年後の後はどうするんだというような住民意見を聞くと、自分が表郷で7場所を全部聞きに行ったときの住民の考えとの温度差が余りにも大きかったものですから。この住民説明会は1月と2月初めにかかっていますが、その1月に合併協定書の締結・調印があるので、その前にきちんとした住民への説明会が必要だと思います。そうした場合、ダイジェスト版を早目に配って、その後、12月中までには各市村で住民への説明会を開催するべきだと思いますが、なぜ1月から2月頭にかけての各関係市村においての住民説明会の実施なのかというところをお聞きしたいと思います。

○議長(成井英夫) 事務局長。

○事務局長(木村全孝) スケジュールでございますが、建設計画のダイジェスト版の作成が12月になっております。これらにつきましては、新市建設計画、当然県との調整が出てまいります。その中で、この建設計画ダイジェスト版の作成、関係市村の住民説明を前倒しし、時期的にはスケジュールでは12月、1月となっておりますが、前倒しで進行しないと、今、委員さんが言われたように、いろいろな問題が出てくるかと思っておりますので、最大限努力して前倒しにつとめたいと思っております。

○深谷美佐子委員 あともう一つなんですけれども、各3市村の首長さんにお聞きしたいのは、この住民説明会を必ず3市村とも1月前に行うつもりがあるものかどうかをお聞きしたいですけれども。

○副会長(渡部泰夫委員) 私の方から。

私も今、何回か地区の座談会をやっている中で、先ほど申し上げましたように細かい部分に対する質問が出ております。そのときの答えとして、大変恥ずかしいんですが、法定協議会の中でそれは詰めてまいります。したがって、その中で建設計画というような冊子もできます。それらについて再度年内に皆さんにまたこういう形でご説明に上がります、というような説明を今しております。

○副会長(滝田国男委員) 表郷の場合も同様に考えています。まず1回目やりましたので、第2回は5月にやるということで、これで1回目よりは2回目、さらに詳しくは説明できるのかなと思ってますし、3回目は、今、大信さんがおっしゃったようにやはり中身の細かくなったものを知らせる必要性は十分認識していますので、そういう考え方でいます。



○議長(成井英夫) 私の方としましては、説明会につきましては必要であるというふうに考えているところでございます。

よろしいですか。

そのほかございませんか。

穂積委員。

○穂積栄治委員 再度協定項目のことで質問して申しわけないんですが、やはりダイジェスト版とかに載せる住民説明の項目というのは、そんなに数多くないと思うんですね。そのダイジェスト版に載せるような重要な項目をまず法定協議会に移行した場合には、それを先行して決めていただきたい。ダイジェスト版の製作がおくれて、住民説明会にそれもできないようなことは絶対避けなければならないと思うわけです。ぜひその点、今後検討をしてやっていただきたいと思うわけです。

○議長(成井英夫) ただいまの重要項目については早く協議をしてほしいということでございますが、それにつきましては、正副会長会議の方に一任をさせていただきたいと思います。

ほかにごございませんか。

(「なし」と言う声あり)

○議長(成井英夫) ないようでございますので、皆様からいただきましたご意見等につきましては、冒頭申し上げましたとおり継続審議とさせていただき、次回の会議において予定しております住民アンケート調査及び住民説明会結果をもとにご判断をいただくことにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長(成井英夫) 異議なしということでございますので、そのようにさせていただきます。

協議第15号の法定協議会への移行については継続審議とし、次回の協議会において決定したいと思っております。

次に、協議第16号 第5回協議会の開催日程についてを議題といたします。

事務局から説明を求めます。

事務局長。

○事務局長(木村全孝) 17ページをごらん願います。

協議第16号 第5回協議会開催日程についてでございます。

開催時期につきましては、5月27日、木曜日、午後1時からでございます。開催場所は白河関の里、表郷村でございます。

協議第16号については以上でございます。

○議長(成井英夫) ただいま説明がございました協議第16号についてのご質問があるということで、お願いを申し上げます。

鈴木委員。

○鈴木勇一委員 大信の鈴木です。

この午後1時というのはちょっと、場所的に大信村はちょっと遠いものですから、1時半にお願いできないでしょうか。

○副会長（渡部泰夫） いや、私の方から申し上げますと、実は事務局では1時半だったんです。たまたま私と表郷の村長が福島で4時からの会議が入っているものですから、その関係で、30分繰り上げて1時からと事務局にお願いした経緯があるものですから、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（成井英夫） 申しわけありませんが、大信村さんと表郷村さんの方からのご要望でございますので、ご理解のほどお願ひをしたいと思います。

ほかにご意見ございせんか。

（「なし」と言う声あり）

○議長（成井英夫） ないようですので、協議第16号につきましては27日午後1時とすることにしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長（成井英夫） ありがとうございます。

それでは、協議第16号 第5回協議会の開催日時につきましては、原案のとおり5月27日、木曜日、午後1時から、表郷村の関の里において行いますので、よろしくお願ひを申し上げたいと思ひます。

続きまして、3のその他でございますが、まず事務局から提案するものは特にありませんか。

○事務局長（木村全孝） ありません。

○議長（成井英夫） ないようですので、皆様の方からご意見、ご要望がありましたら、お伺ひしたいと思います。よろしくお願ひします。

鈴木委員。

○鈴木勇一委員 私ちょっとあれなんです、12ページと15ページの中に、第1条、「白河市、表郷村及び大信村」となっているんですが、この「及び」というのはどういう意味をしているんだか、ちょっとお聞きをします。

○議長（成井英夫） 事務局次長。

○事務局次長（加藤俊夫） ただいまの質問にお答えいたします。

これは、いわゆる法律的な用語でありまして、A、B、Cというものを並べる場合に、A、B及びCということ、ただ単に「及び」という言葉で結んだだけであります。それ以上の意味は全くございませんので、ご理解をいただければというように思ひます。

○鈴木勇一委員 ならば「及び」を抜いてもらいたい。何か、ちょっと差別されてるんじゃないかという気がする。

○議長(成井英夫) 事務局次長。

○事務局次長(加藤俊夫) これはそのようなご判断で、ここでご協議いただけるのであれば、この外すことについては別にどうこう我々の方で申し上げるつもりはございません。

○議長(成井英夫) 大信村の委員の皆様方、どのようにお考えでしょうか。

添田委員、どうぞ。

○添田勝治委員 鈴木委員に賛同します。同感であります。

○議長(成井英夫) ではそのようにしますか。

他の委員の皆様からもそのようなご意見であるということですので、省かせていただくようにします。

鈴木委員。

○鈴木克彦委員 アンケートの内容なんですけれども、我々先月協議したときに最終的な形というのは出てこなかった。というのは、一部正副会長にお預けというような質問事項もあったと思うんですよ。そういった場合、最終形のアンケート、どういったアンケートなのかというものを我々にも資料として提出していただきたいなと思いますので、今後もしそのようなことがありましたらば、お願いいたします。

もう一つは、会長さんにお聞きしたいんですが、これは別に我々のこの任意協の方に対するアプローチとか云々という意味ではなくて、この近隣市町村の先月から今月にかけてのこの合併に関する何らかの動きというのがあるのであれば、どんなことでもよろしいので、ぜひ教えていただきたいなと思います。

○議長(成井英夫) アンケートの資料につきましては、正副会長会議をあの後持ちまして訂正させていただいたわけですが、配付の時期がすべてのときに言ったんですね、それにつきましては、委員の皆様方の方におわびを申し上げたいと思います。申しわけございませんでした。

次に、近隣市町村からの動きでございますが、私の方に対しては動きはありません。

副会長の方。

○副会長(滝田国男) 私の方にもありません。

○副会長(渡部泰夫) 私の方にもありません。

○議長(成井英夫) すべてないそうでございます。

事務局長。

○事務局長(木村全孝) ただいまのそのアンケートの件ですが、大変申しわけありませんでした。次回の協議会のときに最終的なそのアンケートの内容、ご提出したいと思います。そういうことでよろしくお願ひしたいと思います。

○鈴木克彦委員 1つおわびいたします。

アンケートに関しては、ほかの委員の人たちには送られてきたということなので、多分私のところ

にも送られてきているのだと思います。私もちょっと確認不足でしたので、その辺はもし届いてあるのであれば、おわびいたします。

○事務局長（木村全孝） 各委員さんには送ったということで、届いていないということであれば、また事務局からお送りさせていただきたいと思います。

○議長（成井英夫） ほかにございませんか。

（「なし」と言う声あり）

○議長（成井英夫） ないようですので、1つ私の方からお話しさせていただきますが、実は、この合併協議会の事務局が10人でございます。今、10人おる全部、土日も説明会に出払っている状況でございます。10日からは表郷さんの方に全員張りつくようになります。大変事務事業が多い中で努力しております。そういう点も皆様方、どうか、至らないこともあろうかと思いますが、十分に頑張っておりますので、その点はくれぐれもご理解いただければありがたいというふうに思っているところでございます。

穂積委員。

○穂積栄治委員 ただいま事務局の方で、10人体制で間に合わないというような会長の話でしたので、この際ですので、事務局をもう少しふやして1.5倍くらいの体制で協議会の事務を進めていった方が私はいいんではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（成井英夫） お話のとおりそのようにしたいのは現状でございますが、まずそれぞれの市町村の事務執行しなければならないことが数多くあります。特に上半期においてやらなければならないことが多分でございます。そういうこともございまして、また皆様に提出させていただく、やはり内部資料の作成を今、各市町村の担当課の方においてはやっております。これが分科会の資料になって、幹事会の資料になってもいきます。そういう中において、今、定数削減、職員数の削減を行っている中においては、穂積委員さん、厳しい状況であることをご認識いただきたいと思います。

穂積委員。

○穂積栄治委員 それでは、アルバイトとかそういった方は使っていらっしゃるんですか。

○議長（成井英夫） アルバイトは1名おります。

○穂積栄治委員 それでしたら、やはりアルバイトで間に合うような仕事も相当あると思いますので、アルバイトをふやして、そして事務局の方もさらに楽になるように体制とってあげた方が私はいいんではないかと思います。どうですか。

○議長（成井英夫） ありがたいお話ですが、雇うための財源がございません。

○穂積栄治委員 財源は補正を組んででも、やはりそういった体制をとるべきだと私は思うんですが、ほかの委員さん方にもちょっとお話を聞いていただきたいと思います。

○議長（成井英夫） ありがとうございます。

○横井孝夫委員 今、大変厳しいという状況の中でございまして、実は法定協議会に移行しますと重

点地域の指定、それに伴うところの県からの派遣というようなことが伴ってまいりますので、そういう形で県の方の支援を仰ぐという形で、今いろいろ段取りを進めていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（成井英夫） そういうふうな状況ですので、よろしく願いいたします。

○議長（成井英夫） ほかにございませんか、今の発言に対して。

なければ、本日の議事はこれにて終了させていただきます。皆様方のご協力、ありがとうございます。

議長の責任を終わらせていただいて事務局にお返しいたします。

○事務局次長（加藤俊夫） 会長、ありがとうございました。

委員の皆様には、長時間にわたりご協議をいただきましてありがとうございました。

次回の協議会は5月27日、木曜日の午後1時から、表郷村の白河関の里において開催となりましたので、次回の出席についてもよろしく願いをいたしたいと思っております。

それでは、以上を持ちまして第4回白河市・表郷村・大信村任意合併協議会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

午後 3時42分 閉会

---